

1・5 海運に係る諸規制の緩和

1・5・1 規制改革要望

当協会は政府の規制緩和推進計画が開始された 1995 年より、会員会社から寄せられた規制改革要望を関係方面に求め、これまで一定の成果を挙げている。

内閣府において、2013 年 1 月より「規制改革会議」が設置されていたが、2016 年 7 月末に同会議が設置期限を迎えたことから、同年 9 月に後継組織として「規制改革推進会議」が設置された。同会議においても「規制改革ホットライン」は維持され、引き続き常時提案を受け付けており、2017 年 8 月から 10 月にかけて、日本経済団体連合会（経団連）が自らの規制緩和要望を取り纏めるための会員アンケートを実施したため、当協会は会員会社に照会しつつ対応した。

1・5・2 日本籍船に係る規制緩和

日本籍船に係る様々な規制については、2010 年 5 月、海事局次長をヘッドとする局内横断的な「競争力ある日本籍船増加のための規制改革検討プロジェクトチーム(PT)」が設置され、当協会との間で随時意見交換を実施し、項目の進捗状況を確認している。これまで当協会より延べ 18 項目を要望し、検討の結果、内 6 項目の緩和が実現している。

2016 年 5 月 13 日に実施された当協会と海事局 PT の意見交換および 5 月 25 日の自民党の第 2 回「トン数税制国際標準化委員会」を経て、海事局は、日本船舶・準日本船舶の増加に向けて早急に取り組むべき事項として、①フラッグバック手続きの周知・浸透(国内船主の理解促進等)、②承認船員制度の拡充(承認国の拡大等)、③測度に関する対応の柔軟化・簡素化、④型式承認等の促進について検討を進めることとしていた(『船協海運年報 2016』「1・5・2」参照)。

2017 年度において海事局 PT との意見交換は開催されなかったが、検討事項の進捗状況を確認すべく、当協会は 2017 年 6 月 29 日に海事局との間で事務担当者レベルの打合せを実施、測度の簡素化や船員の確保や舶用品の搭載、海上労働証書の領事館における発給等について、検討状況の進捗確認を行った。

また、2017 年 12 月に東京・今治・呉で開催した「トン数標準税制および日本船舶の保有手続に関する説明会」において、日本海事代理士会より日本船舶の保有手続について、海事局より日本船舶・準日本船舶の保有に係る運用改善について、説明を受けた。(本説明会については、本章「1・1・1 トン数標準税制」参照。)